

平成29年第1回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成29年3月17日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 岩花寛之 2番 田中唯登志 3番 廣崎誠治 4番 荒牧弘敏
5番 高畑広視 6番 宮崎昌宗 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 大山 晃 10番 茂呂孝志 11番 宮本理一郎 12番 安元慶彦

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 中 豊
総務課長 岡崎 浩・ 企画情報課長 福田正晴・ 開発交流推進課長 永野英憲
税務課長 尾崎幸光・ 住民課長 佐矢野 靖・ 長寿福祉課長 末松克美
子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 福本豊彦
教務課長 古原典幸・ 総務係長 熊谷豊司

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 宮秋伸一
議会事務局 岩井英樹

○議事日程

平成29年第1回上毛町議会定例会議事日程（3日目）

平成29年3月17日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 9号 上毛町特定個人情報保護条例及び上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第11号 上毛町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第12号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第13号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第15号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 平成29年度上毛町一般会計予算
- 日程第12 議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第17 議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第18 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第20 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第21 議案第27号 町道路線の認定について
- 日程第22 議案第28号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 発議第 1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）
- 日程第24 発議第 2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第26 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（安元慶彦君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

会議に入ります前に、このたび茂呂孝志議員が、長年にわたって議員として地方自治の振興に寄与された功績により、表彰の栄に浴しました。ただいまから表彰状の伝達を行います。茂呂議員、前のほうに進んでください。

表彰状。築上郡上毛町議会議員、茂呂孝志殿。貴殿は長期にわたり、議会議員として地方自治の振興・発展に寄与され、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成29年2月2日、福岡県町村議会議長会会長、上野彰。

おめでとうございます。

○町長（坪根秀介君）議員、一言。

○10番（茂呂孝志君）どうもありがとうございました。

○議長（安元慶彦君）ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料として配付しておりますので御確認ください。

○議長（安元慶彦君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月6日の本会議で各常任委員会に審査を付託した案件について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日、町長より提出された追加議案と、議員より提出された発議第1号、第2号の上程を行い、提案理由の説明並びに趣旨説明に

引き続き、質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、先に配付した各氏の出席を求め、会議に出席していただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金特別会計予算、日程第17、議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、以上5件を議題といたします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○文教厚生委常任委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月13日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、9時50分閉会いたしました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1件、予算案4件の5件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

児童福祉法の改正及び大平支所の地番等の変更に伴い、上毛町大字東下1512番地1に変更するという。そして、開館日、休館日は、第4条第2項中の8月10日を8月12日に改め、近隣学童のサービスの均衡と向上を図るため、休館日を2日短縮するとの説明でした。

質疑。休みの件ですが、常識的には理解ができます。しかし、児童の両親の年齢を考えると、仕事を持っている年代です。例えば、盆とか年末年始のときこそ預かってほしいという要望があると思う。特にお母さん方は、第3次産業、サービス業についている人が多い。第3次産業というのは、普通の方々が休めるときに休めないという仕事内容と思う。そういう要望はないのか。

答弁。要望としては、あろうかと思えます。ただ、町に放課後児童クラブができたころより、設置条例の中で盆休みを設定しています。この期間に短くしている理由は、先ほど申し上げましたが、近郊の上毛町周辺の市町のクラブの実情もだんだん短くなっている傾向にあります。保護者のニーズがあり、少しずつ短くなっている現状であります。今回、2日ということ短縮をさせていただきますとの答弁でした。

質疑。放課後児童クラブの運営については、指導員さんは大変だと思います。閉館時間ですが、6時まで面倒を見ていただいておりますが、他の自治体では6時半とかいうことはないのか。共稼ぎで、迎えに行くのが6時は大変厳しいと思う。その辺の要望はありませんか。

答弁。近隣の状況ですが、6時15分まで、6時30分までという市町もあります。ただ、今のところ、前回の子育てのニーズの調査の中で、うちの町は高くないのが実態でした。ただ、昨今の保護者説明会の折、もう少し伸ばしてほしいという御意見等は若干伺っています。今後の課題として捉えて検討してまいりたいと考えています。

質疑終わりまして討論。

討論なし。

採決。議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例については、全会一致で可決することに決しました。

議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,075万1,000円と定める。町長の提案理由の説明でもいたしました。平成30年度から国保の運営主体が市町村から都道府県に移管されます。上毛町の標準保険税率及び納付金の試算が県からまだ示されていないので、平成29年度は平成28年度と同様の保険税率で予算化をしているとの説明でした。

質疑。委託料の関係ですが、先ほど説明された国保保険者標準事務処理システム委

託料とはどういうものなのか。

答弁。平成30年度から、市町村から県に移管されるので、市町村から県に日々の異動といった情報をやりとりすることが、主な委託費です。

質疑。一般被保険者療養給付金で、事務的負担金が月5,000万円上がっていますが、対象者は何人ですか。

答弁。一般被保険者が1,420名です。

質疑。県の標準税率は決まっていますが、町長は保険料引き上げも視野に入れているようだけれども、法定外繰り入れの上限は幾らぐらいと考えているか。

答弁。先ほど言いましたが、税率納付金がまだ決まっています。それで、本来ならば国保というのは保険税で賄うことが筋だと思います。それで今、基金もあるので、法定外繰り入れを平成30年度、どれくらいにするかは、まだはっきり決まっています。

質疑。基金についてお伺いします。平成27年度末で1億1,866万1,000円ほど基金がありますが、平成28年度末には幾らになるのか。基金の繰り入れを本年、6,250万円予定していますが、余り残らないようになるのではないか。

答弁。平成28年の6月1日現在で、約1億6,000万円。それが今回繰り入れをすることにより、9,800万円の基金が残ります。

質疑。これは県に移行してしまったときも、まだ上毛町の基金として持てるということか。

答弁。持てますという答弁です。

質疑を終わりました。討論。

反対討論あり。

採決。議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、起立多数で可決することに決しました。

議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,982万6,000円と定めるとの説明でした。

質疑。基本的なことですが、本町の全人口に対して75歳以上、後期高齢者は何%、何人いるか。

答弁。2月末現在で18.4%、1,428名です。

質疑を終わりました。討論。

反対討論あり。

採決。議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算については、起立多数で可決することに決しました。

議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金特別会計予算について、最初に教務課長に説明を求めました。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,196万円と定めるとの説明でした。

質疑。諸収入の返還金ですが、これは何人分の返還金で、返還状況はどうですか。

答弁。55名分で100%の償還になっています。

質疑終わり討論なし。

採決。議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金特別会計予算については、全会一致で可決することに決しました。

議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算について、最初に住民課長に説明を求めました。

歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万5,000円と定めるとの説明でした。

質疑。元金収入ですが、貸付金の元金収入が3万円しか見込んでいません。平成27年度末で6,383万4,000円の滞納があるわけですが、平成27年度は25万円の元金収入が上がっています。もう少し多く見積もれないか。3万円はほとんどとっていないのと同じということではないか。

答弁。これも少なく見積もっています。歳出との絡みがあって、こういう形で予算措置をしています。御理解をいただきたいとの答弁でした。

質疑。滞納残額については7,000万円近い金額ですが、回収作業は定期的に行っているか。

答弁。機会を捉えて通知、催告書も出しています。家に連絡をしていますが、なかなか効果が上がらないのが現状です。

質疑終わりまして討論。

討論なし。

採決。議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算については、

全会一致で可決することに決しました。

追加答弁として、後期高齢者医療の関係で、特別徴収、普通徴収の平成28年度分について、特別徴収が63%、普通徴収が37%との報告がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第2、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第9号 上毛町特定個人情報保護条例及び上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第11号 上毛町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第12号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第13号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、日程第9、議案第15号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第20号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、日程第15、議案第21号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、日程第18、議案第24号 指定管理者の指定について、日程第19、議案第25号 町道路線の変更について、日程第20、議案第26号 町道路線の廃止について、日程第21、議案第27号 町道路線の認定について、以上、14件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

宮崎委員長。

○総務産業建設常任委員長（宮崎昌宗君）平成29年第1回議会、総務産業建設常任委

員会審査結果について、総務産業建設常任委員会から報告します。

当委員会は3月14日、議会中小会議室において、常任委員会全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、午前11時10分閉会しました。

当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果を会議規則第77条の規定に基づき報告します。

議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。質疑がありまして、

質疑。介護休暇は有給休暇とは別物か。

答弁。有給休暇とは別で、時給相当額を減額します。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第9号 上毛町特定個人情報保護条例及び上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。

質疑。学校における薬剤師の具体的な仕事とは。

答弁。学校衛生管理基準に定められた定期検査や随時検査、日常検査とあわせ、学校給食の衛生管理における部分での各種検査などを行っています。

質疑。公園管理人の報酬は、同じ金額を予算に反映しているのか。

答弁。賃金として同額を予算に組みかえ、計上しています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第11号 上毛町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、総務課長より説明がありました。

質疑。なぜ番地の変更になったのか。

答弁。同じ番地に所在していた旧友枝保育所跡地を宅地分譲を行い分筆した際、枝番が生じたためです。放課後児童クラブの開設に合わせ、正確な番地に変更しました。

質疑。印刷物等、変更する費用は。

答弁。当面、ある分はそのまま使用し、新たに印刷するときに変更します。

質疑。登記も行っていなかったのか。

答弁。分譲したときに登記は行っていましたが、条例の改正が今になりました。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第12号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について、企画情報課長より説明がありました。

質疑。改正で普通財産になるエリアは。

答弁。手づくり村館より上のステージや旧麦酒館、陶芸教室、公衆トイレ、多目的広場がある一帯です。

質疑。一部でなく、エリア全体を一括して普通財産とするべきでは。

答弁。指定管理があと1年残っているので、企業誘致を進めるエリアと指定管理を残すエリアを分ける必要があった。

質疑。指定管理があと1年の状況でテナントが新たに入居したが、説明はしたのか。

答弁。1年後に撤去しなければいけない可能性があることを十分説明し、指定管理者との契約内容を確認している。

質疑。指定管理者には施設を第三者に貸し出す権利があるのか。

答弁。指定管理の基本協定にテナントとして対応できるという条項があります。

質疑。町と指定管理者とテナントの第三者契約とすべきでは。

答弁。弁護士に確認したが、問題ないとのことでした。

質疑。テナントの入居は、単純に指定管理者の利益となるのか。

答弁。賃貸の料金は、指定管理者の利益となります。

質疑。過去に大平楽でテナントが退去する際、トラブルが起きた。そのようなことがないようにしっかりと対応していただきたい。

答弁。しっかり対応したい。また旧麦酒館などの水源の問題や、地域づくり協議会の代替地の確保など課題がある。早急に考えながら1年以内に解決したい。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第13号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、税務課長より説明がありました。

質疑。社会保障財源の安定のためとあるが、改正により地方の社会保障に恩恵があるのか。

答弁。恩恵という部分では答えは出てこない。

質疑。小型特殊自動車の農業用とあるが、内容は。

答弁。トラクターなどナンバーがついているものです。

質疑。軽自動車は廃車してもナンバーを返さないと税金がかかるが、対応は。

答弁。滞納がある場合は調査をしている。昨年から陸運局よりデータをいただくシステムができていますので、誤納分は精査をして指導をしていきたい。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第15号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、建設課長より説明がありました。

質疑。原井簡易水道はつながりがないが、統合できるのか。

答弁。一つの自治体の中に複数の簡易水道があるのは好ましくないと、以前から国より指導があった。地元説明を経て、今回、統合することにした。

質疑。地元の理解は十分か。

答弁。十分、地元説明会を行った。現状だと管の布設がえを行う際に、国から補助金が出ない可能性もある。

質疑。原井は地域で人を出し、管理をしているが、統合後は。

答弁。町のほうで管理していく方針です。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、建設課長より説明がありました。

質疑。利用料は利用者から合意は得られているのか。

答弁。地元説明会の中で合意は得ています。

質疑。上毛町簡易水道の平均利用料金は。

答弁。3,800円ぐらいです。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第20号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、建設課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第21号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、建設課長より説明がありました。

質疑。一般会計繰り入れを下げっていく考えは。

答弁。担当課長と協議していきたい。

質疑。伊良原ダムの給水開始は。

答弁。平成31年4月から給水開始です。

質疑。給水開始後の原水単価は。

答弁。具体的な話には至っていない。通水開始までに一定の方向性は示されるのではと考える。

質疑。委託料の認可変更申請と拡張実施設計の業者は同一か。

答弁。現時点ではわからないが、すぐに設計に取りかかれるよう、同時に予算計上しています。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第24号 指定管理者の指定について、企画情報課長より説明がありました。

質疑。判断材料がなく判断しようがないが。

答弁。経営状況が厳しいと議会に報告のとおりですが、フィエロの開店やふるさと納税の取り組み等により、収益の向上には務めています。今後2年間で黒字運営ができないようであるならば、運営方法等の変更等についても早急の対応策が必要であると考えているため、2年間の短い期間を指定管理期間としています。

質疑。経営診断や改善会議の結果や過程を示すべきでは。

答弁。目的地になるための努力や情報発信を行い、問題改善を行っている。28年度はフィエロの開店に力を注いだが、29年度からは直売所にも力を入れたい。

質疑。指定管理検証委員会の検証結果は。

答弁。ことし2回開き、厳しい意見をいただいている。検証委員会では指定の是非は行っていない。

質疑。この2年間でどのような改善を行うのか資料を出し、明確な判断材料がなければ、責任を持って判断できない。

答弁。一昨年、経営改善会議を行い、小さな改革では追いつかないとの結論に至った。しかし、急な変化に生産者がついてこられない。混乱させることがないように、徐々に改革し安定させることを考え、2年間の期間をいただき今回、同じような形で指定管理を行っていきたい。

質疑。集客できるようなことに取り組む考えは。

答弁。コスモスの時期は非常に集客が多い。地域を挙げて環境整備を応援するような体制をつくるのが大切だと考える。

なお、委員会より当案件の判断材料となる各資料の要望があり、議長に対し執行部に資料請求を行っていただくよう要望しました。

討論なし。

採決の結果、起立多数で可決することに決しました。

議案第25号 町道路線の変更について、建設課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

議案第26号 町道路線の廃止について、建設課長より説明がありました。

質疑なし。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第27号 町道路線の認定について、建設課長より説明がありました。

質疑。圃場整備は終了してしばらくたつが、なぜ今、道路認定となったのか。

答弁。西友枝、東上については、新たに道路を整備したため、町の管理の必要が生

じたためです。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決することに決しました。

案件の審査終了後、建設課長より上毛町簡易水道事業経営戦略、上毛町農業集落排水事業経営戦略について報告がありました。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安元慶彦君）総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第17号 平成29年度上毛町一般会計予算、1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算常任委員長（峯 新一君）おはようございます。

平成29年第1回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

当予算決算常任委員会は3月15日、議会中小会議室において、常任委員全員と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、午後5時までの長時間にわたり審査を行いました。

議案第17号 平成29年度上毛町一般会計予算1件でしたが、29年度重要施策に基づいた歳入歳入の総額それぞれ47億7,800万円の予算について、慎重審査の結果、賛成多数で可決したことをここに報告いたします。

以上です。

○議長（安元慶彦君）予算決算常任委員長の報告が終わりました。

これから、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（安元慶彦君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第8号 上毛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第3、議案第9号 上毛町特定個人情報保護条例及び上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第9号 上毛町特定個人情報保護条例及び上毛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第4、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第10号 上毛町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第5、議案第11号 上毛町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第11号 上毛町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第6、議案第12号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は議案第12号を反対の立場から討論いたします。

旧麦酒館、野外レストランなどを民間に売却しようとしています。このエリアは、大池公園の入り口に当たり、大池公園全体の計画の中でも重要な位置を占めています。民間はこのエリアで未来永劫活動するとは限りませんが、行政は未来永劫続くものであり、このエリアの売却は今後、町民が考える声が反映されにくくなり、まちづくりに重大な影響を及ぼすことになるので、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論ありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) ほかにありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第12号 上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例については、原案を可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第7、議案第13号 上毛町税条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第13号を反対の立場から討論いたします。

自動車取得税が廃止されることにより、自動車取得税が持っていたエコカーの減税など、グリーン化機能が失われるため、その代替として自動車税及び軽自動車税に環境性能割が創設されます。この環境性能割は税の引き上げにつながるため、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第13号 上毛町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第8、議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第14号 上毛町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第9、議案第15号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(安元慶彦君) 全会一致。よって、議案第15号 上毛町簡易水道設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第10、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第11、議案第17号 平成29年度上毛町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第17号は反対の立場から討論いたします。

大池公園整備事業は事業の採算性、費用対効果、維持管理費も示せず、事業を推し進めようとしています。旧麦酒館の利活用について、レストラン、宿泊施設の配置図も示せず、旧麦酒館、野外ステージなどのエリアを売却しようとしています。小学校の給食調理業務委託業は、食育という観点から考えると、好ましい実施方法とは言えません。同和行政は中止し、一刻も早く一般行政へ移行すべきです。築城基地協賛会負担金、自衛隊協力助成金などはイベント、剣道大会、航空祭などに使われているが、町が関係する剣道大会などには補助金などがない場合があります。国が関係する各種イベント、大会などに補助をする必要はありません。

以上の理由を申し上げまして、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）私は本予算案に対し、賛成の立場より討論いたします。

地域活性化、人口1万人構想、九州一輝く町を目指している本町において、老人福祉、子ども子育て支援、農業商業振興、大型事業の振興等、課題は山積しております。これら課題を少しずつでも前進、クリアするためにも、適切かつバランスのとれた予算が必要であります。本予算案は適材適所、目配り気配りのきいた大変、配慮の行き届いた予算であると認め、本予算案に賛成するものでございます。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

反対討論。

廣崎委員。

○3番（廣崎誠治君）私は平成29年度上毛町一般会計予算に対し、反対討論を行いま

す。

高齢者の買い物困難者支援モデル事業、学童保育の施設拡充、胃がんリスク検診、乳がんエコー検診、農業振興では畦畔除草機機械購入の対象を営農組合に加えたこと、婚活事業、消費生活相談窓口設置等は賛成できますが、大池公園開発事業において官民連携大池公園開発効果検討業務委託料は第2段階に進むための予算と見られること、園路工事整備費については園路延長650メートルに対し1億8,100万円と、1メートル当たり27万8,000円とぜいたくな仕様で、費用がかかり過ぎと思うこと、公園整備の計画に入っていなかった、岩撤去工事費650万円を行うこと、75歳以上高齢者の免許返納事業については、一人1万円では返納が進まないと思われることを挙げ、反対討論といたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

宮崎議員。

○6番（宮崎昌宗君）賛成の立場で討論いたします。

今回、大池公園の関連事業で、官民連携大池公園開発効果検討業務委託とあります。私はこれまで開発について、やはり民間活力の活用ということを訴えてきました。そういった中で、町単独かPFIか等のさまざまな手法をこういったコストを使って検討するというところでございます。私はやはりこれまで行政が行うさまざまな事業が失敗した結果というのは、恐らくこのようなりサーチといったことをしないまま進んでいったのが、失敗の大きな原因だと思います。このように予算を使って、しっかりシンクタンク等を使って調査するということは、私は評価します。

また、園路の整備工事等でございますが、今、WBCで、4年前の忘れ物ということをよく言いますが、これは大平時代の忘れ物を解決してくださる予算だと思います。あの岩山の撤去というのは、私もこれまであの山は何だろうなと思っておりましたが、やっと腑に落ちたところでございます。

また、各予算におかれまして婚活支援事業、起業支援、ピロリ菌検査等、これまで議員皆様がさまざまな提案をしていたことが、新規事業として予算化されております。新規事業を進めるに当たり、さまざまな苦勞があったと思いますが、このように形にしてくださり感謝申し上げます。

以上のことを申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第17号 平成29年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第12、議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番(茂呂孝志君) 私は議案第18号は反対の立場から討論いたします。

国保の加入者のほとんどの方は国保税の負担が重いと言っています。国は1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費ベースの50%にして、医療費ベースの負担割合を引き下げています。国の国保の運営のあり方に問題がありますので、この議案に反対いたします。

○議長(安元慶彦君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安元慶彦君) 起立多数。よって、議案第18号 平成29年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第13、議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療

特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第19号は反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者を切り離し、差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、議案第19号 平成29年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第14、議案第20号 平成29年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第20号 平成29年度上毛町農業集落

排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第15、議案第21号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第21号 平成29年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第16、議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第22号 平成29年度上毛町奨学資金

特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第17、議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第23号 平成29年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第18、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）私は議案第24号 道の駅しんよしとみの指定管理の選定について賛成の立場から討論させていただきます。

今回、しんよしとみ街づくり有限会社に2年間の指定管理を出すに当たって、総務産建委員会で審議の際に、私は賛成の意思表示ができませんでした。しかしながら、それは反対というよりも、賛成も反対もできない、白票の意思表示として起立をしませんでした。その理由は、今回の議案資料には施設名、指定管理者となる団体名、指

定期間等、上程理由のみの提示であり、指定管理者としてこれまでどういう運営をしてきたか。それからまた、今後、どういう運営をしていくかという判断材料が、あの時点ではなかったからです。

御存じのとおり、しんよしとみ街づくり有限会社は第三セクターであり、地方公共団体第一セクターが民間企業第二セクターと共同出資により設立した法人であります。本年度はフィエロの建設やふるさと納税に関連した叶え屋の開設など、行政側、つまり第一セクターのてこ入れが大きく行われました。

しかしながら、本業である直売所や既存店の売り上げ増加は図られていないように感じております。確かに東九州道の開通や道の駅中津のオープンなど、マイナス要因も多いかと思いますが、それらを理由に地域の活性化及び文化情報発信の拠点として町内外の交流を促進し、もって本町農業、その他産業の振興に寄与するという道の駅しんよしとみ本来の目的に対しての取り組みは、おざなりになってはいけません。今のままの運営形態でよいのか。民間への指定管理はできないのかななども含め、これまでより1年短縮した2年間の指定期間で判断してまいりたいと思っております。

6月議会の際に、28年度の予算、28年度の決算、29年度の予算が連動し、かつフィエロ、ふるさと納税、産直、仕入れなどの部門別の予算書と、本年度はもちろん今後2年間の中長期の目標と行動計画が明示された事業計画書が提出されること、また、適正な監査と指定管理検証委員会と、担当課の真摯なチェックがなされることを期待して賛成したいと思っております。

以上です。

○議長（安元慶彦君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第24号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第19、議案第25号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第25号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第20、議案第26号 町道路線の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第26号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第21、議案第27号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君）全会一致。よって、議案第27号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君）これから、本日追加案件の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略いたします。

○議長（安元慶彦君）日程第22、議案第28号、日程第23、発議第1号、日程第24、発議第2号、以上3件を一括上程します。

日程第22、議案第28号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（安元慶彦君）町長。

○町長（坪根秀介君）ただいま上程いただきました追加提案につきまして、提案理由を申し上げます。議案第28号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第9号）であります。ふるさと納税につきまして、2月末から3月にかけて予想を大きく上回る好調な状況にあり、3月末までの支払い見込みに対する補正予算の追加をお願いするものであります。

以上、1議案であります。慎重に御審議をいただき、また御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安元慶彦君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は、本日、採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑とあわせて行いますので御了承ください。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）それでは、議案第28号について、私のほうから御説明をさせていただきます。

議案第28号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第9号）。平成28年度上毛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,396万3,000円とするものでございます。平成29年3月17日提出。上毛町長、坪根秀介。

今回の追加補正でございますが、町長の提案理由にもございましたとおり、2月末から3月初旬にかけて、ふるさと納税が好調に推移しておりまして、それらに係る寄附金の受け入れと返礼品発送の委託に係る支払いのための支出経費の追加をお願いするものでございます。

まず、4ページの事項別明細書でございます。今回の歳入財源としては、寄附金で1,300万円を計上いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款2項1目税務総務費で、返礼品の支払いや送料を含む業務委託料として1,300万円の追加をお願いいたしておるところでございます。

今回の補正でございますが、歳出につきましては3月末までのお申し込みに係る支出見込み額を最大限で計上し、歳入につきましては歳入欠陥等のリスクを回避するため、同額で寄附の受け入れを行っておるところでございます。基金の積み立て等につきましては、返礼品の必要経費が確定した4月以降となっておりますので、29年度予算等において改めて計上させていただく予定でございます。

これは他市町も同様の形で行っておりまして、次年度以降も3月期に多大の寄附が

見込まれる場合には、同様の形式になることが予想されることを申し添えさせていただきます。

説明資料としておつけしておりますのが、2月1日から3月13日までの寄附の状況をグラフにしたものをお示しいたしております。ごらんいただいてわかるとおり、2月中旬、18、19日あたりから急激に上昇しておる部分で御理解をいただけるものではと思っております。

以上が今回、補正予算の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安元慶彦君）説明が終了しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案からすると、そんなに重要案件ではないと思うんですけども、何で当初、もっと早く議会に配付できなかったのかお尋ねいたします。

○議長（安元慶彦君）総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）当然、ぎりぎりまで精査をした上で、しっかりと3月末までの支払い見込みを確定した上でお出しをしておりますので、その時期になったと御理解をいただければと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。まだあるの。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）事情はわかるんですけども、審査する前には、議員には3日前には配付できるようにしていただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）答弁要りますか。物理的にできるんかね、期間の。

総務課長。

○総務課長（岡崎 浩君）済みません。当然、先ほどお答えしたとおりで、我々としてはもうぎりぎりまで精査をやって、当然、支払いの見込みをしっかりと見据えた上でということで御理解をいただければと思います。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君）今回の補正に際して、ふるさと納税等によって、本当に大きな財源が生まれていると思いますし、町の会計に大きく寄与しておろうかと思います。そ

こで、会計管理者の方にお尋ねしたいんですけれども、12月にも繰り上げ償還であつたりとかということで運用益にもかなり努めていただいているんじゃないかと思ひます。

今回、退任されるかと思ひますので、今後の運用であつたりとか会計に関して、後輩の皆さんたち、私たちも含めて、何か引き継ぐようなことがありましたら、教えていただければと思ひます。

○議長（安元慶彦君）会計管理者。

○会計管理者（中 豊君）会計管理者の立場からしますと、会計については地方自治法財務規則によって適切に支出していくということが大原則でございます。

それと、もう1点が基金の運用ということで、先ほど岩花議員のほうからお話ございましたけれども、これについては、今まではほとんどが定期預金等で運用を行ってきたところでは。

ただ、その中で基金の運用につきましては確実なものということで、絶対にマイナスにならないということから、今年度、28年度より国債、地方債といったものを入れていこうということで、12月補正でも御案内のとおり、当初750万程度の基金の運用益から2,200万ぐらいということで、かなり大幅な運用ができたということでございます。これからにつきましても、国債とか地方債といったものを絡めまして、より確実な基金の運用を行っていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（安元慶彦君）ほかに。

廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）このグラフを見ると、この補正予算の1,300万を見込んでいるのは、どの時点で見込んだんですかね。

○議長（安元慶彦君）税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君）1,300万の部分を見込んだのは、ここにありまして、3月13日前後で予算の見込みを立て、それから先ほど言いましたように、あと二日、三日ぐらいあるんですが、その中でいろいろ精査をしながら1,300万という数字を出しております。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）ということは、3月13日以後に1,300万不足すると見込んだ

ということですかね。

○議長（安元慶彦君） 税務課長。

○税務課長（尾崎幸光君） はい、そのとおりでございます。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（安元慶彦君） 全会一致。よって、議案第28号 平成28年度上毛町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（安元慶彦君） 日程第23、発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君） それでは、説明申し上げます。東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）でございます。

東九州自動車道は、北九州市を起点とし、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る計画延長約436キロの高速自動車国道で、東九州地域の活性化のみならず、九州縦貫道及び九州横断道と一体となり、広域的な高速ネットワークを形成し、九州の均衡ある発展に寄与する最重要路線でございます。

平成28年4月には、福岡県内区域の椎田南から豊前インター間が開通し、北九州市から宮崎市までつながるなど、着実に整備が進められています。京築地域では東九

州自動車道により都市間の結びつきが深まり、人と物の交流は一層促進され、さらなる産業振興、観光振興、新たな地域間交流の活発化、新鮮な農水産物の販路拡大など、今までにない京築地域全体の活性化に大きな期待をしております。

しかしながら、福岡県内区間約49キロのうち、8割超の約41キロの区間は、2車線での供用となっております。これは諸外国にも例を見ない特殊な構造であり、対面通行の走行性や安全性、大規模災害時の対応などの課題を有しております。4車線化を早期に実現し、高速自動車国道としての本来の機能を確保することが、京築地域のさらなる発展には必要不可欠です。

また、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間、約37.3キロ区間に、9カ所のインターが完成しました。平均4.1キロメートルに1インターでございます。これは全国にも例がなく、非常に珍しい環境が生じております。そこで、次世代型自動料金收受システム、ETC2.0計画の指定の実現と、終日割引適用の実現により、観光振興、地域間交流の活発化を目指すことが肝要であると考えます。

これらのことから、京築地域の産業及び観光振興を初めとする地域のさらなる活性化を図るためにも、次の事項について要望いたします。

一つ、暫定2車線区間については、対面通行の走行性や安全性などの課題解消を図るため、早期に4車線化を実現すること。

二つ、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間を上下線、どちらでも一時退出し、一定時間内に再進入しても、ETC車両は料金が退出したようにはならないという次世代型自動料金收受システム、ETC2.0計画の指定を実現すること。

三つ、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間を終日割引適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成29年3月17日。以上でございます。

○議長（安元慶彦君） 宮本議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩花議員。

○1番（岩花寛之君） 済みません。この提案書の1番、2番に関しての理由というのは、非常に細かく背景もわかるような形なんですけれども、3番目の苅田北九州空港イン

ターから上毛スマートインター間を終日割引適用にすること。これはどういう意図でされるのか。それから、苅田から上毛に限って出す、その意図を教えていただければと思います。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）これは御承知のとおり、本町だけの思いというよりも、このインター間、9地区の広域における地域自治体の思いというものが入っております。

したがいまして、地域によってはメリットあるいはデメリットも多少あろうかと思いますが、広域としての統一的な考え方と了解していただきたいと思います。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）感覚とすれば、物すごくこの地域において有利なんですけれども、まずお聞きします。今現在のETCの普及率は約何%ぐらいでしょう。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）ただいま承知しておりません。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）新たにETC2.0をつけるということは、1機当たり幾らぐらいかかるんですか。

○議長（安元慶彦君）宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）その辺も、まだ私の段階では承知しておりません。

○議長（安元慶彦君）峯議員。

○7番（峯 新一君）新たな機種であるということであれば、平均して2万5,000円から3万かかるとすれば、その差額を換算してみても、一人の人が通行するに100回、150回ぐらいをめどにしないと、チャラにならないのではないかという思いがあります。

だから、せっかくのすばらしい案なんですけれども、1番、2番はとてもいい案なんですけど、最後に対しては、自分としてもしっくりいきません。業者とすれば、しっかりもうけることができるので、1個人の考えとすれば賛成ですけれども、1住民と考えれば、ちょっとマイナスになるのではないかという思いがします。

○議長（安元慶彦君）廣崎議員。

○3番（廣崎誠治君）ETC2.0の分については、道の駅等に立ち寄ったという証拠が要ということで、その場所をつくらないといけないというのがあるんですよね。そ

ういう箇所を道の駅、例えば大平楽等にできるにしても、そういう駐車スペースをいっぱいつくらないといけないというのも御存じですか。

○議長（安元慶彦君） 宮本議員。

○11番（宮本理一郎君） 知っております。今後、行政等々、関係機関と協議する予定でございます。とにかく皆さん、ここの書面にありますように、せつかく東九州道が開通し、インターがたくさんできた。つまり本町のみならず、この関係自治体の流動人口をもって活性化に何とか結びつけようという自治体の考えでございますから、本町1町のメリットというよりも、トータル的な相乗効果ということを経、期待したいということでのお願いでございます。

○議長（安元慶彦君） ほかに。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） ありがとうございます。

以上で、宮本議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対し賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君） 起立多数。よって、発議第1号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する意見書（案）は、原案を採択することに決しました。（「議長、いいですかね」と呼ぶ声あり）どうぞ。（「反対じゃないんかい」と呼ぶ声あり）

○議長（安元慶彦君） 日程第24、発議第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

宮本議員。

○11番（宮本理一郎君）引き続き、東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議でございます。

東九州自動車道は、北九州市を起点とし、福岡、大分、宮崎、鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る計画延長約436キロの高速自動車国道で、東九州地域の活性化のみならず、九州縦貫道及び九州横断道と一体となり、広域的な高速ネットワークを形成し、九州の均衡ある発展に寄与する最重要路線でございます。平成28年4月には、福岡県内区間の椎田南より豊前インター間が開通し、北九州市から宮崎市までつながるなど、着実に整備が進められております。

京築地域では、東九州自動車道により都市間の結びつきが深まり、人と物との交流が一層、促進され、さらなる産業振興、観光振興、新たな地域間交流の活発化、新鮮な農水産物の販路拡大など、今までにない京築地域全体の活性化に大きな期待をしております。

しかしながら、福岡県内約49キロのうち、8割超の約41キロの区間は2車線での供用となっております。これは諸外国にも例を見ない特殊な構造であり、対面通行の走行性や安全性、大規模災害時の対応などの課題を有しております。4車線化を早期に実現し、高速自動車国道としての本来の機能を確保することが、京築地域のさらなる発展には必要不可欠です。

また、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間、約37.3キロ区間に9カ所のインターが完成しました。平均4.1キロに1インターです。これは全国的にも例がなく非常に珍しい環境が生じております。

そこで、次世代型自動車料金収受システム、E T C 2.0計画の指定の実現と、終日割引適用の実現により、観光振興、地域間交流の活発化を目指すことが肝要であると考えます。

これらのことから、京築地域の産業及び観光振興を初めとする地域のさらなる活性化を図るためにも、次の事項について上毛町議会は求めるものであります。

一つ、暫定2車線区間については、対面通行の走行性や安全性などの課題解消を図るため、早期に4車線化を実現すること。

二つ、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間を上下線、どちらでも一時退出し、一定時間内に再進入してもE T C車両は料金が退出したようにはならな

いという、次世代型自動車料金収受システムE T C 2. 0計画の指定を実現すること。

三つ、苅田北九州空港インターから上毛スマートインター間を終日割引適用すること。

以上、決議する。平成29年3月17日。以上でございます。

○議長（安元慶彦君）宮本議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）質疑なしと認め、宮本議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。

御苦労さまでした。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（安元慶彦君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対し賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安元慶彦君）起立多数。よって、発議第2号 東九州自動車道の開通に伴う京築地域の産業及び観光振興の経済効果向上に関する決議は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（安元慶彦君）日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長(安元慶彦君) 日程第26、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(安元慶彦君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(安元慶彦君) 以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。

これで、平成29年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時26分